

介護保険施設等の居住費・食費に関する実態把握調査研究事業

■ 事業の目的

平成21年度介護報酬改定により介護報酬の引き上げが行われたが、一方で居住費・食費を含めた利用者の負担について様々な指摘がなされている。

そこで、本事業は、介護保険施設等の利用者にとって大きな負担要因となる食事・居住費や在宅サービス利用者の負担に大きく影響を与える区分支給限度基準額について、その実態を把握し、今後の居住費・食費の基準費用額及び区分支給限度基準額の見直し議論の基礎資料とすることを目的として実施した。

■ 事業の概要

1) 介護保険施設等における居住費・食費の実態把握

介護保険施設等における居住費・食費の実態を把握するためのアンケート調査を実施し、回収の状況は次の通りであった。

| 配布対象 | 回収数 | 回収率 |
|--|-----------|-------|
| 全国の介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設及び通所介護事業所 各400（合計1600）施設・事業所 | 582施設・事業所 | 36.4% |

アンケート調査の結果から把握された居住費・食費の実態からは、次のことがわかった。

○介護保険施設等における居住費の実態

ユニット型個室・準個室に相当する「ユニットケアの個室・2人室」の1人1月あたり居住費は「室料」に相当する減価償却費と光熱水費の合計が、介護老人福祉施設で61,136円、介護老人保健施設で60,211円であった。現在、介護報酬で定められる居住費の基準費用額（以下、基準費用額）と比較すると概ね、ユニット型個室の基準費用額と同等程度の費用となっている。

また、従来型個室に相当する「個室」の1人1月あたり居住費は「室料」に相当する減価償却費と光熱水費の合計が、介護老人福祉施設で53,192円、介護老人保健施設で54,621円、介護療養型医療施設で54,286円であった。多床室の1人1月あたり居住費に含まれる「光熱水費」相当の額は、介護老人福祉施設で14,960円、介護老人保健施設で14,316円、介護療養型医療施設で10,361円であった。従来型個室及び多床室については、基準費用額と比較して多くの費用を要している。

(単位：円)

| | | ユニットケアの 個室・2人室 | 個室 | 多床室 |
|------------------|-------|---------------------|---------------------|------------------|
| (参考) 居住費に係る基準費用額 | | 61,070 (1,970/日) | 35,650 (1,150/日) | 9,920 (320/日) |
| 介護老人福祉施設 | 合計 | 61,136 | 53,192 | 42,856 |
| | 減価償却費 | 45,352 | 34,624 | 27,896 |
| | 光熱水費 | 15,784 | 18,568 | 14,960 |
| | 施設数 | 64 | 56 | |
| 介護老人保健施設 | 合計 | 60,211 | 54,621 | 49,423 |
| | 減価償却費 | 44,576 | 38,800 | 35,107 |
| | 光熱水費 | 15,635 | 15,821 | 14,316 |
| | 施設数 | 32 | 64 | |
| 介護療養型医療施設 | 合計 | - | 54,286 | 45,911 |
| | 減価償却費 | - | 42,035 | 35,550 |
| | 光熱水費 | - | 12,251 | 10,361 |
| | 施設数 | - | 40 | |

※入所者1人1月あたり月額。

※ユニットケアの個室・2人室は、ユニット型として介護報酬の算定をしている施設の居住費用である。

※多床室は、2人以上の定員の居室の居住費用である。

一方で、施設・事業所が実際に徴収している居住費と上記の平均費用を比較すると、ユニット型個室では、介護老人福祉施設が57,989円、介護老人保健施設が60,445円を徴収していた。これは、基準費用額と比較して低い水準であり、平均費用と比較しても低い水準になっている。

また、従来型個室は、介護老人福祉施設が35,105円、介護老人保健施設が48,750円、介護療養型医療施設が33,700円を徴収していた。介護老人保健施設以外は基準費用額よりも低い水準となっており、平均費用との関係もユニット型個室と同様であった。

多床室（2人室～5人室）については、3施設のどの居室も10,000～13,000円程度を徴収しており、基準費用額を上回る水準となっていた。ただし、平均費用と比較すると介護老人福祉施設及び介護老人保健施設については、低い水準となっている。

これらのことから、居住費については、施設・事業所のサービス提供に際して要している費用が実際に徴収出来ている額を上回ってしまっている状況が伺えた。また、徴収額は基準費用額よりも低い傾向にあり、要している費用に応じた適切な居住費を徴収出来る環境が必要と考えられる。

○介護保険施設等における食費の実態

1人1月あたりの食費は、「調理費」に相当する調理員等の給与等及び「食材料費」に相当する材料費等の合計で、介護老人福祉施設が45,389円、介護老人保健施設が40,032円、介護療養型医療施設が28,037円であった。現在、介護報酬で定められる食費の基準費用額（以下、基準費用額）と比較すると、介護老人福祉施設及び介護老人保健施設については、概ね基準費用額と同等程度の費用となっている。

(単位：円)

| | 合計 | | 栄養士 | 光熱水費・ 減価償却費等 |
|--------------------|---------------------|--------|-------|-----------------|
| | 調理員等 | 材料費等 | | |
| (参考) 食費に係る 基準費用 | 42,780 (1,380/日) | — | — | — |
| 介護保険三施設平均 | 37,819 | 21,189 | 4,800 | 3,768 |
| 介護老人福祉施設 | 45,389 | 19,670 | 4,886 | 3,656 |
| 介護老人保健施設 | 40,032 | 24,761 | 4,917 | 4,207 |
| 介護療養型医療施設 | 28,037 | 19,137 | 4,597 | 3,443 |
| 通所介護 (利用1回あたり) | 855 | 473 | 29 | 464 |

※入所者1人1月あたり月額。

一方で、施設・事業所が実際に徴収している食費と比較すると、介護老人福祉施設では1人1日あたり1,392円、介護老人保健施設では、1人1日あたり1,549円、介護療養型医療施設では1人1日あたり1,523円を徴収していた。介護報酬基準費用額と比較するといずれも高い水準となっており、平均費用と比較すると、介護老人保健施設、介護療養型医療施設では要している費用よりも高く、介護老人福祉施設も概ね同等程度の水準となっている。

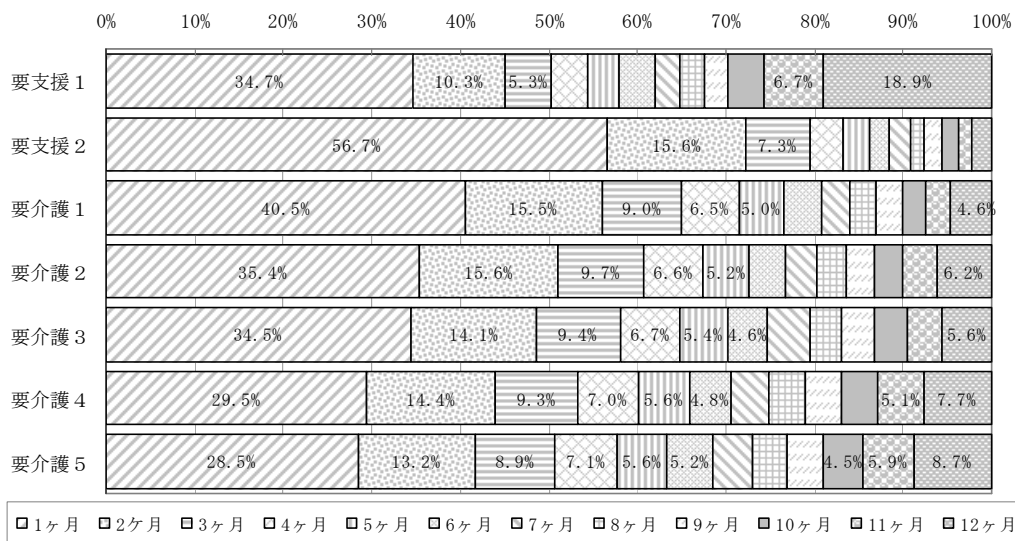
(円/日)

| | 食費 | | | 施設 ・事業所数 | |
|--------------------|-------|-----|-----|-------------|-----|
| | 合計 | 朝食 | 昼食 | | 夕食 |
| (参考) 食費に係る 基準費用 | 1,380 | — | — | — | |
| 介護老人福祉施設 | 1,392 | 430 | 485 | 477 | 118 |
| 介護老人保健施設 | 1,549 | 397 | 590 | 562 | 39 |
| 介護療養型医療施設 | 1,523 | 490 | 515 | 518 | 39 |
| 通所介護 | — | — | 554 | — | 68 |

2) 区分支給限度基準額を超えて介護保険サービスを利用する者の実態把握

介護給付費実態調査(2009年5月審査分(4月給付分)～2010年4月審査分(3月給付分))の個票データから、1ヶ月間以上、区分支給限度基準額を超えてサービスを利用する人(約8.1万人)を抽出して分析した結果、分析対象期間中(12ヶ月間)に区分支給限度基準額を超えてサービス利用を行った月数は、いずれの要介護であっても、「1ヶ月」のみ超過した利用者が最も多く、3ヶ月までを含めると概ね半数以上を占めた。

一方で、1年間継続的に区分支給限度基準額を超えてサービスを利用する人は、概ね10%未満であり、区分支給限度基準額の範囲でサービスを利用している利用者であって、場合によって超過する可能性があるという人が大半であることが示唆されている。



また、区分支給限度基準額を超えて介護保険サービスを利用する人及び介護サービスを抑制して利用（区分支給限度基準額の7～9割程度を利用）する人を対象としてアンケート調査を実施し、約1.3万人から回答を得た。

アンケート調査の結果から、「利用者の日常生活等の状況」は、「薬の管理が必要（約70%）」、「見守りが必要（約70%）」、「歩行が困難（約60%）」、「おむつを使用している（約50%）」の割合が高いことが分った。一方、「胃ろう・経管栄養の管理が必要（約3%）」、「ドレーン・カテーテルの交換・管理が必要（約3%）」、「かく痰吸引が必要（約2%）」等、医療的なケアを利用する者の割合は少なく、区分支給限度基準額を超える直接の要因となっている可能性は低いと考えられた。

また、「区分支給限度基準額を超えてサービスを利用する理由」は「家族等で介護が補えないため」が約80%で最も多く、「利用者本人や家族が経済的に余裕があり自己負担を気にしないため」が約25%、「利用者本人や家族からの強い要望があるため」が約50%であった。

◆本件に関するお問い合わせ先◆

〒100-8141
 東京都千代田区永田町2-10-3
 株式会社三菱総合研究所 人間・生活研究本部
 TEL 03-6705-6024 FAX 03-5157-2143